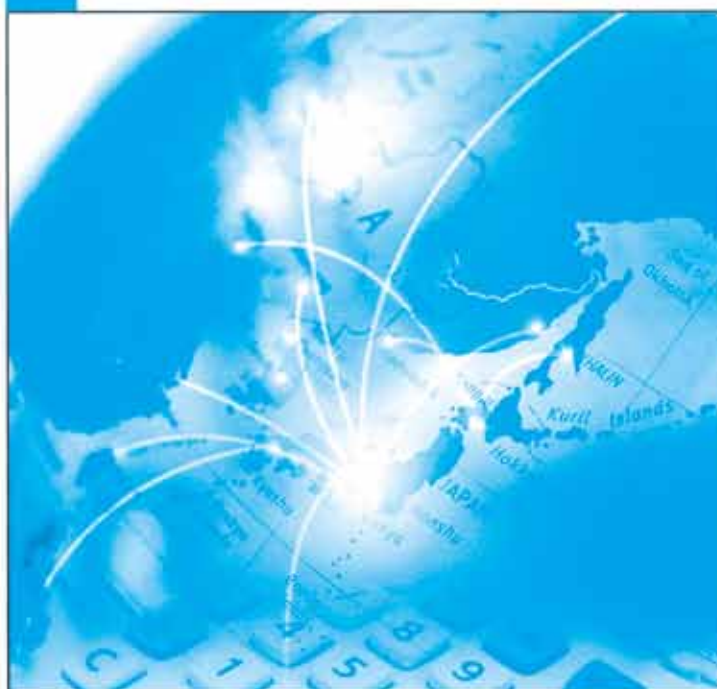


基本テキスト

CORPORATION TAX

法人税法



TAC 税理士講座



総 則

1-2 法人税の納税義務者

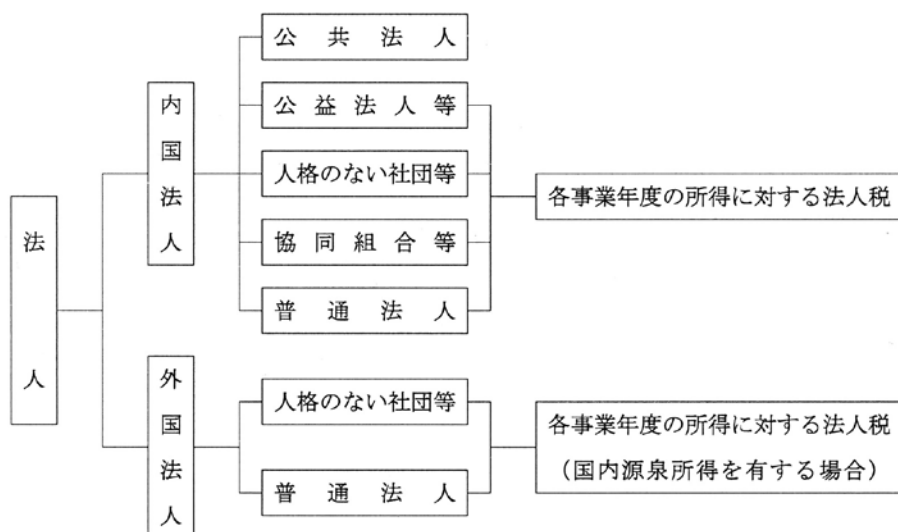
納税義務者とは、税金を支払う義務を有する者をいう。法人税の場合は、原則として「法人」である。法人税法では、納税義務や課税所得の範囲などが異なるため、法人を次のように区分している。

■ 法人税の納税義務者（法2、4）

法人税法においては、法人税の納税義務者をまず「内国法人」と「外国法人」に区分し、さらに「内国法人」については5つに、「外国法人」については2つに細分している。

内国法人……国内に本店又は主たる事務所を有する法人

外国法人……内国法人以外の法人



テーマ1 総則等

1-1 納税義務者と課税所得等の範囲 [ランクA]

1. 納税義務者

重要度◎

- (1) 内国法人（法4①）
内国法人は、法人税を納める義務がある。
ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は退職年金業務等を行う場合に限り、法人税を納める義務がない。
- (2) 公共法人（法4②）
公共法人は、(1)にかかわらず、法人税を納める義務がない。
- (3) 外国法人（法4③）
外国法人は、国内源泉所得を有するとき（人格のない社団等については、国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するときに限る。）、法人課税信託の引受けを行うとき又は退職年金業務等を行うときは、法人税を納める義務がある。

2. 課税所得等の範囲

重要度◎

- (1) 内国法人（法5、7、8）
① 内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。
② 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、①にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。
③ 退職年金業務等を行う内国法人に対しては、①の法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。
- (2) 外国法人（法9～10の2）
① 外国法人に対しては、各事業年度の所得のうち外国法人の区分に応じそれぞれの国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。
② 外国法人（人格のない社団等に限り。）の①の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、①にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。
③ 退職年金業務等を行う外国法人に対しては、①に係る法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

-2-

テーマ1 総則等

(3) 適用停止（指法68の4）

退職年金業務等を行う法人の一定の期間内に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

3. 用語の意義

重要度◎

- (1) 内国法人（法2三）
国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。
- (2) 外国法人（法2四）
内国法人以外の法人をいう。
- (3) 人格のない社団等（法2八、法3）
法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
なお、人格のない社団等は、法人とみなして法人税法の規定を適用する。



④ 法人課税信託の引受けを行う個人（法4④）

個人は、法人課税信託の引受けを行うときは、法人税を納める義務がある。

-3-

総 則

(1) 公共法人

公共法人は、法人税を納める義務はない。

(2) 内国法人と外国法人

① 内国法人

内国法人については、所得の源泉が国内にあるか国外にあるかにかかわらず、日本の法人税が課される。

② 外国法人

外国法人については、所得の源泉が国内にある場合のみ日本の法人税が課される。

【図 解】

内国法人…	国内源泉 所得	国外源泉 所得
外国法人…	国内源泉 所得	国外源泉 所得
		(非課税)

(3) 普通法人・協同組合等と公益法人等・人格のない社団等

① 普通法人・協同組合等

無条件で納税義務者となり、各事業年度の所得に対する法人税が課される。

② 公益法人等・人格のない社団等

基本的には、納税義務者とならないが、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税が課税される。したがって、収益事業を行う場合には納税義務者となる。

(注) 収益事業（法2十三）

販売業、製造業その他の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

【図 解】

普通法人	…		→ (課税)
協同組合等			
公益法人等	…	非収益事業	→ (非課税)
人格のない社団等		収益事業	→ (課税)

総 則

② 参考 法人の種類

(1) 公共法人（別表第一）

公共法人には、地方公共団体、NHK、国立大学法人などがある。

(2) 公益法人等（別表第二）

公益法人等には、日本赤十字社、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、税理士会、一般社団法人等（公益社団法人等、非営利型法人）などがある。

(3) 人格のない社団等（法2八）

人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいい、PTA、学会、町内会、同窓会、法人格のない労働組合などがある。

(4) 協同組合等（別表第三）

協同組合等には、消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫などがある。

(5) 普通法人

普通法人には、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人などがある。

(注) 医療法人のうち、社会医療法人は公益法人等に含まれる。

総 則

1-3 納税義務者と課税所得等の範囲

公益法人等及び人格のない社団等は、収益事業を行わない限り納税義務がないが、新たに収益事業を開始した場合には、その時点から各事業年度の所得に対する法人税が課税される。

また、一般社団法人及び一般財団法人については、普通法人と公益法人等との間にまたがる制度であるため、これを整理するための規定が設けられている。

1 公益法人等が新たに収益事業を開始した場合

公益法人等が新たに収益事業を開始した場合には、各事業年度の所得に対する法人税が課税されることとなるため、次の規定が設けられている。

(1) みなし事業年度（法14①十九）

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始した場合
収益事業を開始した日からその事業年度終了の日までの期間

(2) 収益事業の開始による届出・申請

公益法人等が新たに収益事業を開始した場合の届出・申請は次のとおりである。

① 収益事業を開始した日以後2月以内に届出を行うもの（法13②一、法150）

- イ 事業年度の届出（法令及び定款等に会計期間の定めのない法人）
- ロ 納税地等の届出

② 収益事業開始の日以後3月を経過した日と事業年度終了の日とのいずれか早い日の前日までに申請するもの（法122②二）

青色申告の承認申請（収益事業を開始した事業年度から青色申告書を提出する法人）

③ 収益事業を開始した事業年度の確定申告期限までに届出を行うもの（令29②、令51②、令119の5②、令122の5）

- イ 棚卸資産の期末評価方法
- ロ 減価償却資産の償却方法
- ハ 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（その有する有価証券が収益事業に属することとなった場合）
- ニ 外貨建資産等の期末換算方法（その有する外貨建資産等が収益事業に属することとなった場合）

- 7 7 -

総 則

(3) 資産及び負債の帳簿価額（令131の6）

収益事業以外の事業に属する資産及び負債が、収益事業に属することとなった場合のその資産及び負債の帳簿価額は、その資産及び負債の価額として帳簿に記載されていた金額とする。

つまり、収益事業に属することとなった資産及び負債の会計上の帳簿価額が税務上の帳簿価額となる。

- 7 8 -

※実際の基本テキストはB5サイズです。

総 則

2 一般社団法人又は一般財団法人の課税関係

一般社団法人又は一般財団法人とは、社員への剰余金の分配を目的としない非営利法人をいう。

これらの法人は、主として行政部門及び営利活動部門以外の観点から、社会的ニーズに対応するサービスを提供する法人として位置づけられ、公益性の有無に関わらず、登記のみによって設立することができる。そこで、法人税では、一定の区分ごとに課税関係を規定している。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人の課税関係（法5～7）

一般社団法人又は一般財団法人の法人税法上の区分、課税所得等の範囲等についてまとめると、次のようになる。

法人税法上の区分	法人の種類	課税所得等の範囲	法人税率
公益社団法人又は公益財団法人	公益法人等	収益事業から生ずる所得	原則25.5%
非営利型法人	公益法人等	収益事業から生ずる所得	原則25.5%
上記以外	普通法人	全ての所得	原則25.5%

(注) 1 公益社団法人又は公益財団法人（令5②）

一般社団法人又は一般財団法人のうち、公益目的事業を行う法人としての認定を受けたものをいう。なお、公益社団法人又は公益財団法人の行う事業のうち、公益目的事業に該当するものは収益事業に含まれない。

2 非営利型法人（法29の二、令3）

公益社団法人又は公益財団法人以外の法人で、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① その行う事業により利益を得ること又は利益を分配することを目的としない法人で、定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあるなど一定の要件を満たすこと等により、その事業を運営するための組織が適正であるもの
- ② 会員から受け入れる会費により、会員に共通する利益を図るための事業を行う法人で、主たる事業として収益事業を行っていないなど一定の要件を満たすもの

3 公益法人等（別表第二）

公益法人等には、公益社団法人等、非営利型法人のほか、日本赤十字社、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、税理士会などがあり、別表第二「公益法人等の表」に掲げられている。

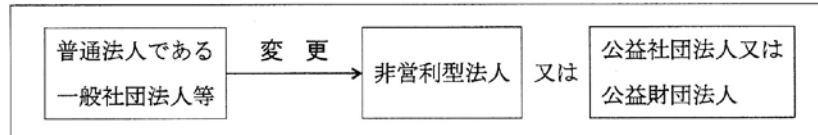
総 則

(2) 課税所得等の範囲の変更

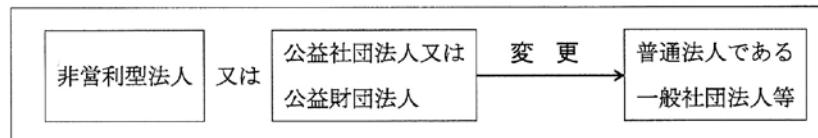
一般社団法人又は一般財団法人について、法人税法上の区分が変更されたときは、法人税の課税関係が変わるため、一定の規定が設けられている。

【図 解】

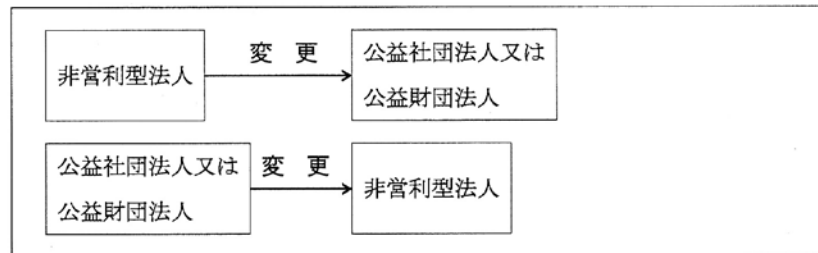
<普通法人等から公益法人等への変更の場合>



<公益法人等から普通法人等への変更の場合>



<公益法人等から公益法人等への変更の場合>



総 則

① 普通法人等から公益法人等への変更

イ みなし事業年度（法14①二十）

普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなった場合

- (イ) その事業年度開始の日から該当することとなった日の前日までの期間
- (ロ) 該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

(注) 該当することとなった日（基通1-2-6(2)）

次の場合に依じ、それぞれに掲げる日をいう。

- ① 普通法人である一般社団法人又は一般財団法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合
…行政庁の公益認定を受けた日
- ② 普通法人である一般社団法人又は一般財団法人が非営利型法人に該当することとなった場合
…非営利型法人の要件のすべてに該当することとなった日

ロ 課税所得の範囲の変更（法10の3、措法68の3の4等）

普通法人である一般社団法人又は一般財団法人が公益法人等に移行する場合には、課税所得の範囲に変更が生ずるため、課税関係を清算する規定が設けられている。

- (イ) 普通法人である一般社団法人又は一般財団法人が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日にその普通法人が解散したものとみなして、一定の規定を適用する。
- (ロ) 普通法人である一般社団法人又は一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日にその公益法人等が設立されたものとみなして、一定の規定を適用する。

(注) 1 解散したものとみなして適用する主な規定の内容

- ① 欠損金の繰戻し還付の規定を適用することができる。
- ② 特別勘定を取り崩し、益金の額に算入する。
- ③ 一括償却資産・繰延消費税額等の残額を損金の額に算入する。
- ④ 引当金の新たな繰入はできない。 など

2 設立されたものとみなして適用する主な規定の内容

- ① 該当することとなった日の属する事業年度前に生じた欠損金について、繰越控除の規定の適用はない。
- ② 該当することとなった日の属する事業年度に生じた欠損金について、繰戻し還付の規定の適用はない。など、設立第1期と同様の取扱いとなる。

総 則

② 公益法人等から普通法人等への変更

イ みなし事業年度（法14①二十）

公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合

- (イ) その事業年度開始の日から該当することとなった日の前日までの期間
(ロ) 該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

(注) 該当することとなった日（基通1-2-6(2)）

次の場合に応じ、それぞれに掲げる日をいう。

- ① 公益社団法人又は公益財団法人が普通法人に該当することとなった場合
…公益認定の取消しの日
② 非営利型法人が普通法人に該当することとなった場合
…非営利型法人の要件のいずれかに該当しないこととなった日

ロ 累積所得金額の益金算入等（法64の4）

公益法人等が普通法人に移行した場合には、非課税とされてきた所得の累積額を分配することが可能となる。そこで、その法人が公益法人等でなかった場合には課税対象となっていたと考えられる金額について、課税の調整を行うこととしている。

一般社団法人又は一般財団法人（公益法人等に限る）が普通法人に該当することとなった場合には、その該当することとなった日前の累積所得金額又は累積欠損金額相当額は、その該当することとなった日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

(注) 1 累積所得金額又は累積欠損金額（令131の4）

イ 累積所得金額

その該当することとなった日の資産の帳簿価額が負債帳簿価額等（負債の帳簿価額及び利益積立金額の合計額をいう。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

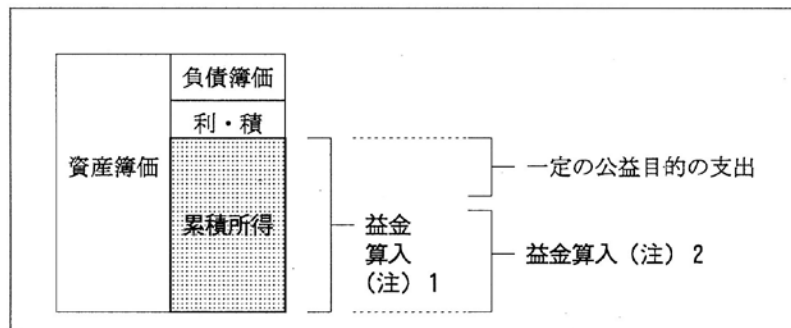
ロ 累積欠損金額

その該当することとなった日の負債帳簿価額等が資産の帳簿価額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

2 公益認定の取消しがあった場合（法64の4③）

公益社団法人又は公益財団法人が公益認定の取消しにより普通法人に該当することとなった場合に、その該当することとなった日以後に公益目的のために支出される金額は、累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額に加算する。

【図 解】



ハ 収益事業の開始による届出・申請等

収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合の届出・申請は、公益法人等が新たに収益事業を開始した場合と同様である。

③ 公益法人等から公益法人等へ変更した場合のみなし事業年度（基通1-2-3）

イ 非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合

- (イ) 定款で定めた事業年度開始の日から公益認定を受けた日の前日までの期間
- (ロ) その公益認定を受けた日からその事業年度終了の日までの期間

ロ 公益社団法人又は公益財団法人が非営利型法人に該当することとなった場合

- (イ) 定款で定めた事業年度開始の日から公益認定の取消しの日の前日までの期間
- (ロ) その公益認定の取消しの日からその事業年度終了の日までの期間

! ポイントの確認

● テーマ1 納税義務者と課税所得等の範囲

内国法人のうち ① は納税義務がなく、② 及び ③ については収益事業を行う場合に収益事業から生ずる所得について納税義務があり、④ 及び ⑤ についてはすべての所得について納税義務がある。

- ① 公共法人 ② 公益法人等 ③ 人格のない社団等 ④ 普通法人
- ⑤ 協同組合等